

2013（平成 25）年 3 月 14 日

日本イコモス国内委員会 御中

宇治・世界遺産を守る会  
代表世話人 須田 稔

世界文化遺産平等院と宇治上神社の両方のバッファゾーンに位置する京都府立宇治公園の樹木伐採と島の形状の大改変が 両世界文化遺産を危機遺産にするのではと憂慮しています。工事関係行政機関にたいし厳正な警告・勧告をお願いします。

昨年 12 月、観光客はもちろん、市民全体にも予告無しに、塔の島・橘島のサクラ 145 本の内 59 本が伐採されました。来年度さらに 65 本が伐採されると報道されています。加えて、イロハモミジ 35 本中 31 本、ケヤキ 11 本すべて、クロマツ 111 本中 60 本を伐採する予定とのことです。国交省淀川河川事務所の計画による工事で、驚愕し啞然となる蛮行です。

島そのものも切り下げ、また形状を変えるというのです。

塔の島・橘島を原初の「中州」に戻すという構想に基づくらしいのです。だから樹木は要らないとなるのでしょうか。歴史的自然景観と文化的景観の融合した美しさを否定することになります。この工事の企画立案者・施工者に怒りを込めて抗議しています。

- ・ 1994 年、宇治市にある平等院と宇治上神社も、「古都京都の文化財」として世界文化遺産に登録されました。「塔の島」は双方の世界文化遺産の中間にあり、バッファゾーンに位置します。
- ・ 1997 年、改正された「河川法」は、その目的に治水と河川環境の整備と保全を掲げました。
- ・ 2003 年、国交省は「美しい国づくり大綱」を策定、歴史的景観・自然景観の地域での公共事業には「景観に特段の配慮を払うべきで、事業実施の是非、工法等について慎重な検討」が必要と記しました。
- ・ 2003 年、宇治市は「都市景観形成基本計画」を策定、「世界遺産平等院と宇治上神社、その間を流れる宇治川流域一帯の景観を宇治市民のシンボル」と位置づけ、2008 年、景観法に基づき「宇治市景観計画」を策定しました。
- ・ 2007 年、京都府は「都市計画マスタープラン」で、河川の基本方針は「水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮して良好な水辺空間の創出を図る」と明記し、整備方針で「河川環境の整備・保全については、景観に配慮した宇治川改修などの都市河川の環境保全を図る」としました。
- ・ 2009 年、国はこの区域を文化財法に基づいて「重要文化的景観」に選定しました。

わたしたち、この「宇治のシンボル景観」を愛する市民は、以上に見る法律や行政の進展を喜んできたのです。そこへ、今回の事態です。工事計画・施工者の国交省淀川河川事務所も、公園管理者の京都府も、「宇治市民のシンボル景観」と重要文書で規定した宇治市も、法の理念と行政責任に背いていることになるではないか。わたしたちは、それぞれの機関に質問状や要請書を出し面談してきました。質問や難点の指摘に確固とした説明が不能なのです。

このことも大問題です。

日本イコモス国内委員会は、この事態を調査し検討の上、国交省淀川河川事務所・京都府・宇治市にたいして、平等院と宇治上神社が世界遺産登録抹消あるいは危機遺産指定を招かぬよう適切な勧告を出してくださること、そしてわたしたちに貴委員会の見解と、講じて下さった措置について報告して下さるよう待ち望むものです。可及的速やかなお返事をお願いします。

必要最小限度の文書を添付します。

事務局：611—0033 宇治市大久保町北ノ山 11—1

藪田秀雄 Tel & Fax : 0774- 48-2472

e-mail : Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp